

証券コード 5982  
2020年5月11日

## 株 主 各 位

東京都台東区根岸二丁目19番18号

**株式会社マルゼン**

代表取締役社長 渡邊 恵一

### 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、  
ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2020年5月26日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時）

2. 場 所 東京都台東区根岸二丁目19番18号

当社本社 2階多目的ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。】

3. 目的事項  
報告事項
1. 第59期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件

以 上

- ~~~~~
- ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年はご来場を見合わせ、同封の議決権行使書にて議決権行使いただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。
- ⑥当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ⑦株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maruzen-kitchen.co.jp>) に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事 業 報 告

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、各種政策等の効果もあって、緩やかな回復基調が続いておりましたが、相次ぐ自然災害や消費税増税等の影響により個人消費の落ち込みなど景気の後退感が強まり、また、米中貿易摩擦や中東情勢への懸念などもあり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要顧客である外食・中食産業におきましては、依然として消費者の節約志向は根強く、人手不足に伴う人件費の高騰や原材料価格の高騰等により厳しい経営環境が続いておりますが、共働き世帯の増加に伴う中食市場の増大や、インバウンドの増加に伴う宿泊・飲食市場の活性化等により、市場は全体では微増程度で推移しました。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は、535億80百万円（前期比4.0%増）、営業利益は48億13百万円（同6.5%増）、経常利益は51億97百万円（同5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては35億93百万円（同6.2%増）となり、売上、利益ともに過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① 業務用厨房部門「業務用厨房機器製造販売業」

主たる事業の業務用厨房部門では、業界トップクラスの豊富な自社オリジナル製品をベースとして、人手不足対策製品や作業環境改善製品、省エネルギー製品など、お客様の問題解決に資する製品のご提案を推進いたしました。展示即売会・調理講習会等のイベント活動につきましては、テストキッチンを常設する拠点営業所を中心に内容のグレードアップとともに開催数を増やし実施してまいりました。直・ルートの販促キャンペーンについても継続して実施いたしました。メンテナンスサービスの面では、日々の迅速確実な修理対応とともに、保守契約や洗剤・軟水器カートリッジ等の消耗品の販促に取り組み、お客様の安心安全と顧客満足度の向上に注力いたしました。

製品開発の面では、メーカーとしてお客様ニーズを捉えた新製品開発や既存製品の見直しを強力に推進したほか、外食やコンビニ等のチェーン店に対して、独自の調理オペレーションに即した特注製品の開発に注力してまいりました。

当期の新製品といたしましては、現在使用中の当社製フライヤーに取り付ける「マルチリフター」を発売しました。この製品を使用することにより、揚げ時間が異なるメニューでも同時調理が可能となり、多品種少量調理に最適なだけでなく、少人数オペレーションに対応した人手不足対応製品であります。一方、見直し製品としましては、当社の主力製品である「スチームコンベクション」を17年ぶりにフルモデルチェンジしました。7インチカラー液晶タッチパネルを搭載し、複数メニューの調理が可能なマルチ調理機能、洗浄から乾燥までの庫内自動洗浄機能等一層の充実を図った製品であります。

以上の結果、売上高は507億1百万円（前期比5.3%増）、営業利益は52億10百万円（同6.7%増）となり、過去最高を達成することができました。

#### ② ベーカリー部門「ベーカリー機器製造販売業」

ベーカリー部門では、引き続き国内製パンメーカーへの拡販とともに、売上拡大に向けて異業種の各種食品メーカーや東南アジア地域を中心とした海外製パンメーカーの開拓に取り組みました。その結果、売上高は23億20百万円（前期比16.8%減）、営業利益は29百万円（同68.4%減）となりました。

#### ③ ビル賃貸部門「ビル賃貸業」

土地と資金の有効活用を目的としたビル賃貸部門においては、宿泊特化型のビジネスホテルチェーン3カ所、介護付有料老人ホーム1カ所、物流倉庫1カ所の計5物件を有しております。業績は計画どおり推移し、売上高は5億92百万円（前期比0.0%減）、営業利益は4億7百万円（同1.5%増）となりました。

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、10億4百万円で、これらに伴う資金は、全額自己資金により充当いたしました。

なお、当連結会計年度中に実施した記載すべき重要な設備投資は下記のとおりであります。

会社名	セグメント名	部門名	内容	金額	
株式会社マルゼン	業務用厨房機器製造販売業	船橋支社	販売事業所の拡充	百万円 183	
		沖縄営業所		235	
マルゼン工業株式会社		九州工場	生産用機械設備	129	
		東北工場		227	

## (3) 対処すべき課題

当社グループの販売先は、レストラン・ラーメン・居酒屋チェーン等の外食産業、学校・病院・福祉施設等の集団給食、さらにはスーパー・コンビニ・ドラッグストア・弁当惣菜等の中食産業に至るまで非常に幅広く、多品種少量が特徴であります。また、同業界では人手不足が顕著であることから、調理の自動化や省力化につながる厨房機器・システムの需要が高まっております。

当社グループといたしましては、これら幅広い業種業態のお客様に対応するため、時代のニーズにマッチした自社オリジナル製品のラインアップ拡充とあわせ、営業提案、短納期、アフターサービス、お客様専用の特注製品対応にいたるまでの総合的なサービス体制の充実に努めております。また、東南アジアを中心とした海外販売への取り組みも強化してまいります。

さらにはメーカーとして高品質・高機能・低価格で安全性も高い厨房機器の開発・製造を行って自社製品比率の向上につなげ、かつ、サービスメンテナンス体制の強化、消耗品・保守契約等の販売を強化して、収益力の向上につなげてまいります。一方では、業務効率化、生産性の向上等、効率経営を強化してコスト削減を推進してまいります。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況

区分	期別	第56期 2016年度	第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円	47,324	49,895	51,518	53,580
経 常 利 益	百万円	4,384	4,648	4,944	5,197
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	2,903	3,200	3,383	3,593
1 株当たり当期純利益	円	155.52	186.37	209.21	222.23
総 資 産	百万円	48,589	51,207	53,749	55,968
純 資 産	百万円	30,995	32,266	34,535	37,027
1 株当たり純資産額	円	1,660.11	1,995.38	2,135.72	2,289.79

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況

区分	期別	第56期 2016年度	第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度 (当事業年度)
売 上 高	百万円	44,212	47,264	48,758	51,293
経 常 利 益	百万円	4,001	4,339	4,696	4,946
当 期 純 利 益	百万円	2,657	2,998	3,227	3,439
1 株当たり当期純利益	円	142.32	174.65	199.58	212.69
総 資 産	百万円	43,542	45,632	48,197	50,123
純 資 産	百万円	28,970	30,037	32,105	34,470
1 株当たり純資産額	円	1,551.63	1,857.56	1,985.44	2,131.67

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

当社グループは、当社および子会社4社で構成されております。  
各社の主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株式会社マルゼン	業務用厨房機器の仕入および販売並びにビルの賃貸
マルゼン工業株式会社	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株式会社フジサワ・マルゼン	ベーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売
台湾丸善股份有限公司	業務用厨房機器の台湾での販売および当社への部品の供給
Maruzen (Thailand) Co.,Ltd.	業務用厨房機器のタイ王国での販売および当社への部品の供給

(6) 主要な事業所および工場 (2020年2月29日現在)

名 称		所 在 地
当 社	マルゼン工業株式会社	
本社・営業本部・東京支社	本 社	東京都台東区
大阪 支 社	一	大阪府大阪市西区
名 古 屋 支 社	一	愛知県名古屋市中村区
北日本物流センター	東 北 工 場	青森県十和田市
西日本物流センター	九 州 工 場	福岡県八女郡
東日本物流センター	首 都 圏 工 場	埼玉県春日部市

(7) 従業員の状況 (2020年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セ グ メ ン ト 名	従 業 員 数 (人)	前期末比増減(人)
業務用厨房機器製造販売業	1,247 (319)	19 ( 1)
ベーカリー機器製造販売業	75 ( 11)	△4 ( 2)
ビル賃貸業	1 ( -)	— ( -)
全 社 (共 通)	45 ( 18)	— ( -)
合 計	1,368 (348)	15 ( 3)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員および臨時雇用者は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	前期末比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
897(161)	9(△6)	39歳5ヶ月	13年1ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は( )に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マルゼン工業株式会社	100.0%	業務用厨房機器の製造および当社への販売
株 式 会 社 フジサワ・マルゼン	100.0%	ベーカリー工場設備・機器の製造、販売および当社への販売

### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社であり、持分法適用会社はありません。

当連結会計年度の売上高は535億80百万円（前期比4.0%増）、経常利益は51億97百万円（同5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億93百万円（同6.2%増）であります。

## (9) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200百万円

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2020年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,780,000株
- ③ 株主数 2,329名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ サ ト ヨ	3,739千株	23.1%
ビービーエイチ フォーフィデリティ ロープライズド ストック ファンド (プリンシパル オールセクター サブポートフォリオ)	1,563	9.6
渡 邁 恵 一	1,001	6.1
光 通 信 株 式 会 社	976	6.0
マルゼン従業員持株会	552	3.4
石 川 し の ぶ	534	3.3
渡 邁 雄 大	504	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	348	2.1
渡 邁 直 子	337	2.0
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィット (プリンシバル オール セクター サブポートフォリオ)	261	1.6

(注) 1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 持株比率は、自己株式(3,609,500株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2020年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	渡 邁 恵 一	マルゼン工業株式会社代表取締役社長 株式会社フジサワ・マルゼン代表取締役社長 台湾丸善股份有限公司董事長 Maruzen (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長
専務取締役	萬 實 房 男	管理本部長 マルゼン工業株式会社専務取締役 台灣丸善股份有限公司監察人
専務取締役	渡 邁 雄 大	営業副本部長 株式会社フジサワ・マルゼン専務取締役
常務取締役	竹 原 直 之	近畿・中部・九州事業部担当
常務取締役	山 野 井 誠	東関東・南関東・信越・北海道・東北事業部担当
取締役	箭 内 隆	首都圏事業部・営業開発部担当兼首都圏事業部長
取締役	種 村 浩 樹	中四国事業部長
取締役	中 丸 康	
取締役	吉 田 正 雄	
常勤監査役	久 野 敬 之	マルゼン工業株式会社監査役 株式会社フジサワ・マルゼン監査役
監査役	長 坂 修	税理士
監査役	古 明 地 宏	

- (注) 1. 取締役 中丸 康氏および吉田正雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 久野敬之氏、監査役 長坂 修氏および古明地宏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 長坂 修氏は税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人 数	報酬等の額	摘要	要
取締役	9人	201,058千円	(内社外取締役2人の報酬等3,404千円)	
監査役	3	7,624	(内社外監査役3人の報酬等7,624千円)	
計	12	208,682		

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 2012年5月24日開催の株主総会の決議による報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）は次のとおりであります。
- 取締役 年額300,000千円  
監査役 年額 30,000
3. 上記には、当事業年度における役員賞与引当金の費用処理額52,742千円（取締役50,438千円、監査役2,304千円）を含めております。
4. 上記には、当事業年度における役員退職慰労引当金の費用処理額26,200千円（取締役25,600千円、監査役600千円）を含めております。
5. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役2名に対し報酬等を6,200千円（内社外取締役1名300千円および社外監査役1名に対して930千円）をそれぞれ支給しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### 社外取締役および監査役の活動状況

当事業年度の取締役会には、社外取締役 中丸 康氏および監査役 長坂 修氏は15回中15回全てに出席し、監査役 古明地宏氏は15回中14回出席、また、社外取締役 吉田正雄氏並びに常勤監査役 久野敬之氏は、2019年5月に就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席して、会議では財務諸表関係、リスク管理関係、法令遵守関係を含めた内部統制関連のみならず、グループ各社の諸施策や当社をめぐる業界動向等についても活発な質疑、意見交換を行っております。

なお、長坂 修氏は税理士としての専門的見地からの発言も行っております。

当事業年度の監査役会には、監査役 長坂 修氏は15回中15回全てに出席し、監査役 古明地宏氏は15回中14回出席、また、常勤監査役 久野敬之氏は、2019年5月に就任以降に開催された監査役会10回の全てに出席して、監査結果や重要会議の内容等についての報告や意見交換等を行うほか、監査の計画や方法等について協議を行っております。

また、経営トップと定期的に意見交換会を実施するとともに、事業所やグループ会社の工場等の現場往査も行っております。

なお、久野敬之氏はマルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンの監査役であります。マルゼン工業株式会社および株式会社フジサワ・マルゼンは、当社の完全子会社であります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 会計監査人の報酬等の額

	金	額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		35百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 当社および子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役および従業員が法令および定款を遵守し業務を適正に遂行するために、「取締役会規則」「就業規則」の中に関連規程を定める。
  - ② 監査役、監査役会および内部監査室を置き、それぞれ「監査役会規則・監査役監査規則」「内部監査規程・内部監査実施要領」に則り、当社および子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合していることを監査する。
  - ③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は隨時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。
  - ④ 当社および子会社の取締役および従業員の法令違反に問われかねない職務の執行等はコンプライアンス報告書により、事故・事件や自然災害並びに当社および子会社の取締役および従業員の不正行為等は危機管理報告書により適切に通報される体制を構築する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
情報の保存および管理が適切に実施されるために「文書管理規程」を定める。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業の推進に伴って生じるすべてのリスクを詳細に把握・分析し、これに備える。
    - (イ) 主要販売先・主要仕入先等の経営リスク
    - (ロ) 製品の不具合により生じる製造物責任リスク等
    - (ハ) 自社製品の販売比率低下により生じる財務リスク
    - (ニ) 製品の製造に係る原料の供給リスクや自然災害を含む生産途絶（減少）リスク等
    - (ホ) 製品の供給や輸送インフラ等の不具合により生じるリスク
    - (ヘ) 当社の経営者の不適切な経営判断や優秀な幹部社員の退職等による人的な経営リスク
    - (リ) 保有資産の外為、証券、不動産等の相場変動リスク
    - (フ) 知的財産について生じるリスク

- ② 危機管理委員会を設置し、危機管理報告書により報告された事項について、緊急を要する場合は隨時、その他については月一回の定例会議において討議し対処する。
  - ③ メーカーとして製品の品質や安全性のレベル向上に重点を置き、外部検査機関の検査基準に基づく製品作りを行う。また研究開発部門が製品の抜き取り検査を実施し、かつガス燃焼製品については製造部門が規格製品の抜き取り検査、並びに特注オーダー製品の全品検査を実施し、検査結果は毎月定例の経営会議において報告を行う。
  - ④ 内部監査室は、各部署の業務全般における日々のリスクを把握し、リスク回避の指導を実施する。
- (4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 効率良く迅速な意思決定が行えるシンプルでフラットな組織作りを重視し、取締役会は経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営をモットーに構成する。
  - ② 取締役は「取締役会規則」「業務分掌規程」「職務権限規程」に則り、適正に職務を執行する。
  - ③ 每月定例の取締役会および当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して十分な議論を行い、重要事項に関しては迅速かつ的確な意思決定を行う。
  - ④ グループ企業理念並びに全社共通目標を基に、中・長期計画および単年度計画を策定し、企業集団全体での意思統一により効率的に職務を執行できる体制を確保し、かつ業績の進捗管理を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団として統一の経営理念を定める。
- ② 每月定例の取締役会および経営会議等の重要会議には、子会社取締役が参加して月次の業績報告等を行うほか、十分な意見交換並びに必要な指導により業務の適正を確保する。
- ③ コンプライアンス委員会、危機管理委員会は子会社取締役を含めて組織する。
- ④ 当社の内部監査室が子会社の監査も実施し、その監査結果は適宜に代表取締役社長に報告するほか、毎月定例の経営会議において報告を行う。

**(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営の基本方針および計画に関する事項については事前に当社と協議を行うものとし、毎月の営業成績、取締役会の議事、その他重要な事項については定期報告を行うものとする。

**(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

監査役が求めた場合、その職務を補助する従業員を選任する。従業員の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

**(8) 前号の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務補助者として選任した従業員は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、またその従業員の異動、評価、懲戒等は予め監査役会の意見を尊重して決定する。また当該従業員は監査役の要請を受けた業務を優先して従事するものとする。

**(9) 当社および子会社の取締役および従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査役は、毎月定例の取締役会並びに当社と子会社とで合同で行う経営会議等の重要会議に出席し、重要事項は適宜報告を受けられる体制とし、かつ必要に応じて当社および子会社の取締役および従業員に対し報告を求めることができることとする。なおコンプライアンス委員会、危機管理委員会にもオブザーバーとして参加する。
- ② 当社および子会社の取締役および従業員は、会社に著しく影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合、その都度監査役に報告するとともに、当該事項に係るコンプライアンス報告書、危機管理報告書を含め、稟議書および報告書等は、監査役にも回議する体制とする。
- ③ 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および従業員へ周知する。

- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、「監査役会規則」「監査役監査規則」に則り、取締役の職務執行全般について監査を実施する。
- ② 監査役は、内部監査室と意見交換を密にして、全社的にコンプライアンス体制を監視・評価する。
- ③ 監査役は、代表取締役社長並びに監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般について

当社および当社グループ会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて、当社の内部監査室が内部統制監査および内部監査を実施することにより確認し、改善に取り組んでおります。

- (2) コンプライアンスについて

当社および当社グループ会社が法律や企業倫理を遵守するために、毎月の経営会議において、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの意識向上を図っております。

- (3) 危機管理について

当社および当社グループ会社の事業活動が深刻な影響を及ぼす虞がある事態を「危機」と定義し、毎月の経営会議において、危機管理委員会を開催し、損失の極小化および再発の防止に対処しております。

**7. 株式会社の支配に関する基本方針**

特に方針を定めておりません。

**8. その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

[備 考] 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	36,955,114	流 動 負 債	15,955,707
現 金 及 び 預 金	23,106,470	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	11,497,941
受 取 手 形 及 び 売 挂 金	8,914,026	短 期 借 入 金	400,000
商 品 及 び 製 品	3,067,582	リ 一 ス 債 務	5,795
仕 挂 品	587,848	未 払 法 人 税 等	937,903
原 料 物 及 び 贯 藏 品	1,140,510	賞 与 引 当 金	691,000
そ の 他	145,435	役 員 賞 与 引 当 金	52,742
貸 倒 引 当 金	△6,758	設 備 支 払 手 形	439,772
固 定 資 產	19,013,321	そ の 他	1,930,553
有 形 固 定 資 產	16,349,004	固 定 負 債	2,985,695
建 物 及 び 構 築 物	6,904,068	リ 一 ス 債 務	11,550
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,747,641	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	172,264
土 地	7,578,403	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	282,700
リ 一 ス 資 產	11,162	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,772,796
建 設 仮 勘 定	29,687	長 期 設 備 支 払 手 形	660,051
そ の 他	78,039	そ の 他	86,332
無 形 固 定 資 產	22,564	負 債 合 計	18,941,403
ソ フ ト ウ エ ア	17,801	(純 資 產 の 部)	
リ 一 ス 資 產	4,762	株 主 資 本	40,448,172
投 資 そ の 他 の 資 產	2,641,752	資 本 金	3,164,950
投 資 有 億 証 券	1,945,942	資 本 剰 余 金	2,494,610
長 期 貸 付 金	41,222	利 益 剰 余 金	38,099,786
繰 延 税 金 資 產	474,139	自 己 株 式	△3,311,174
そ の 他	194,657	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,421,139
貸 倒 引 当 金	△14,210	そ の 他 有 億 証 券 評 価 差 額 金	1,111,385
資 產 合 計	55,968,436	土 地 再 評 価 差 額 金	△4,556,285
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	23,760
		純 資 產 合 計	37,027,032
		負 債 純 資 產 合 計	55,968,436

## 連 結 損 益 計 算 書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	53,580,768
売 上 原 価	37,975,406
売 上 総 利 益	15,605,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,792,286
營 業 利 益	4,813,075
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	875
受 取 配 当 金	76,970
固 定 資 産 賃 貸 料	27,291
仕 入 割 引	143,427
作 業 く ず 売 却 収 入	110,450
そ の 他	33,530
營 業 外 費 用	392,545
支 払 利 息	1,511
売 上 割 引	5,959
そ の 他	372
7,843	
經 常 利 益	5,197,778
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	7,276
投 資 有 価 証 券 売 却 益	97,689
104,965	
特 別 損 失	
固 定 資 產 除 却 損	1,075
1,075	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,301,667
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,704,125
法 人 税 等 調 整 額	4,000
1,708,126	
当 期 純 利 益	3,593,541
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,593,541

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,164,950	2,494,610	34,975,191	△3,311,036	37,323,714
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△468,945		△468,945
親会社株主に帰属する当期純利益			3,593,541		3,593,541
自 己 株 式 の 取 得				△137	△137
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,124,595	△137	3,124,457
当 期 末 残 高	3,164,950	2,494,610	38,099,786	△3,311,174	40,448,172

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 產 合 計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,717,157	△4,556,285	51,203	△2,787,924	34,535,790
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△468,945
親会社株主に帰属する当期純利益					3,593,541
自 己 株 式 の 取 得					△137
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△605,772	—	△27,443	△633,215	△633,215
当 期 変 動 額 合 計	△605,772	—	△27,443	△633,215	2,491,242
当 期 末 残 高	1,111,385	△4,556,285	23,760	△3,421,139	37,027,032

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

マルゼン工業株式会社

株式会社フジサワ・マルゼン

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

台湾丸善股份有限公司

Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

連結子会社の範囲から除い

当該子会社については、小規模であり、合計の総資産、  
売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰  
余金（持分に見合う額）等の額が、いずれも連結計算  
書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

た理由

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連

台灣丸善股份有限公司

結子会社の名称

Maruzen(Thailand)Co.,Ltd.

持分法を適用していない理由

当該子会社については、当期純損益（持分に見合う額）  
および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持  
分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が  
軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持  
分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致し  
ております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は  
全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均  
法により算定）

② たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低  
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低  
下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益  
性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～65年

機械装置及び運搬具 4年～10年

- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く)

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

税抜方式によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

(6) 消費税等の会計処理

#### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,700,783千円  
2. 土地再評価 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。

- 再評価を行った年月日 2002年2月28日  
再評価を行った土地の期末における時価と 692,307千円  
再評価後の帳簿価額との差額  
(上記差額のうち賃貸等不動産に係るも 379,795千円  
の)  
3. 連結会計年度末日満期手形  
当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。  
受取手形 176,747千円  
支払手形 301,918  
設備支払手形 47,008

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度の末における発行済株式の総数 19,780,000株  
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	242,558	15.00	2019年2月28日	2019年5月24日
2019年10月11日 取締役会	普通株式	226,387	14.00	2019年8月31日	2019年11月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年5月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次とおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	258,728	16.00	2020年2月29日	2020年5月27日

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、基本として自己資金内での資金計画を行っております。

資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、元本が保証されるか若しくはそれに準じた安全性を確保しつつ、安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

また、短期的な資金調達については、銀行借入により行っております。

###### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、販売規程に基づき充分な与信管理を行っております。

また、一方で顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に長期保有を目的とした業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

(（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	23,106,470	23,106,470	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,914,026	8,914,026	—
(3) 投資有価証券	1,792,599	1,792,599	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	41,222 △5,702		
	35,520	35,524	4
<b>資産 計</b>	<b>33,848,616</b>	<b>33,848,621</b>	<b>4</b>
(1) 支払手形及び買掛金	11,497,941	11,497,941	—
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 未払法人税等	937,903	937,903	—
(4) 設備支払手形	439,772	439,772	—
(5) 長期設備支払手形	660,051	652,336	△7,714
<b>負債 計</b>	<b>13,935,668</b>	<b>13,927,953</b>	<b>△7,714</b>
<b>デリバティブ取引</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

（※1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定方法は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 設備支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期設備支払手形

長期設備支払手形の時価の算定方法は、金融機関からの新規借入を行った場合の利率等を想定して、当該支払手形が決済される期間に対応した現在価値に割り引いて算定しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	153,343

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることがから、「資産(3) 投資有価証券」には、含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

#### 1. 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都に介護型老人ホーム（土地を含む。）を、北海道札幌市、神奈川県、大阪府にビジネスホテル（土地を含む。）を、埼玉県に物流倉庫（土地を含む。）を有しております。なお、大阪府のビジネスホテルについては、当社の事務所として一部を使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

#### 2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価および当該時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価（千円）
	当連結会計年度期首残高（千円）	当連結会計年度増減額（千円）	当連結会計年度末残高（千円）	
賃貸等不動産	2,475,044	△37,338	2,437,706	4,707,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,356,654	△49,066	1,307,587	4,282,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 時価の算定方法

不動産鑑定士による鑑定評価額であります。

#### 3. 賃貸等不動産に関する損益

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）
賃貸等不動産	385,004	105,009	279,995
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	199,200	80,468	118,731

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,289.79円

2. 1株当たり当期純利益 222.23円

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	32,996,984	流動負債	13,881,318
現金及び預金	23,078,195	支 払 手 形	8,199,262
受取手形	1,611,293	買 掛 金	2,081,650
売掛金	6,957,868	短 期 借 入 金	400,000
商品及び製品	470,023	リ 一 ス 債 務	5,795
原材料及び貯蔵品	26,385	未 払 金	398,475
前渡金	74,547	未 払 費 用	294,231
前払費用	26,452	未 払 法 人 税 等	854,006
関係会社短期貸付金	700,000	未 払 消 費 税 等	224,498
そ の 他	56,217	前 受 金	341,716
貸倒引当金	△4,000	預 り 金	32,833
固定資産	17,126,667	賞 与 引 当 金	557,000
有形固定資産	10,216,144	役員賞与引当金	52,742
建 物	4,365,000	設 備 支 払 手 形	27,734
土 地	5,646,243	関係会社設備立替手形	12,382
リ 一 ス 資 産	11,162	そ の 他	398,988
建設仮勘定	29,687	固 定 负 債	1,772,183
そ の 他	164,049	リ 一 ス 債 務	11,550
無形固定資産	4,762	土地再評価に係る繰延税金負債	172,264
リ 一 ス 資 産	4,762	退職給付引当金	1,239,935
投資その他の資産	6,905,760	役員退職慰労引当金	262,100
投 資 有 価 証 券	1,879,566	そ の 他	86,332
関 係 会 社 株 式	148,130	負 債 合 計	15,653,501
長 期 貸 付 金	6,413	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,550,000	株 主 資 本	37,915,049
繰 延 税 金 資 産	200,421	資 本 金	3,164,950
そ の 他	135,438	資 本 剰 余 金	2,494,610
貸 倒 引 当 金	△14,210	資 本 準 備 金	2,494,610
資 产 合 计	50,123,651	利 益 剰 余 金	35,566,664
		利 益 準 備 金	354,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	35,212,664
		別 途 積 立 金	11,370,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,842,664
		自 己 株 式	△3,311,174
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,444,899
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,111,385
		土 地 再 評 価 差 額 金	△4,556,285
		純 資 産 合 計	34,470,150
		負 債 純 資 産 合 計	50,123,651

## 損 益 計 算 書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		51,293,980
売 上 原 価		36,901,118
売 上 総 利 益		14,392,862
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,386,291
営 業 利 益		4,006,570
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	128,817	
固 定 資 産 貸 貸 料	223,120	
受 取 手 数 料	547,484	
仕 入 割 引	112,678	
そ の 他	97,269	1,109,371
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,511	
支 払 手 数 料	161,620	
そ の 他	6,331	169,463
經 常 利 益		4,946,477
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,679	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	97,689	103,368
特 別 損 失		
固 定 資 產 除 却 損	500	500
税 引 前 当 期 純 利 益		5,049,346
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	1,579,757	
法 人 稅 等 調 整 額	30,242	1,610,000
当 期 純 利 益		3,439,346

## 株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から)  
(2020年2月29日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金		利益剰余金							
	資本 準備金	資本剩余金 合計	利益 準備金	その他利益剩余金	利益 準備金	利益剩余金 合計				
当期首残高	3,164,950	2,494,610	2,494,610	354,000	11,370,000	20,872,264	32,596,264	△3,311,036		
当期変動額										
剰余金の配当						△468,945	△468,945	△468,945		
当期純利益						3,439,346	3,439,346	3,439,346		
自己株式の取得								△137		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,970,400	2,970,400	△137		
当期末残高	3,164,950	2,494,610	2,494,610	354,000	11,370,000	23,842,664	35,566,664	△3,311,174		
								37,915,049		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,717,157	△4,556,285	△2,839,127	32,105,659
当期変動額				
剰余金の配当				△468,945
当期純利益				3,439,346
自己株式の取得				△137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△605,772		△605,772	△605,772
当期変動額合計	△605,772	-	△605,772	2,364,490
当期末残高	1,111,385	△4,556,285	△3,444,899	34,470,150

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 子会社株式   | 移動平均法による原価法  |
| (2) その他有価証券 | ① 時価のあるもの<br>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>② 時価のないもの<br>移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 製品  | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）    |
| (2) 商品  | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）     |
| (3) 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

3. 固定資産の減価償却の方法

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| 建物                       | 8年～65年   |
| (2) 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。   |
| (3) リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  |

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

5. 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。  |

(3) 役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
(4) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
	数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から損益処理しております。
(5) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,388,382千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
(1) 短期金銭債権	825,016千円
(2) 短期金銭債務	397,412千円
3. 土地再評価	
「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地税の課税標準価格に合理的な調整を行い算出しております。	
再評価を行った年月日	2002年2月28日
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	692,307千円
（上記差額のうち賃貸等不動産に係るも の）	379,795千円
4. 期末日満期手形	
当期の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。	
受取手形	176,747千円
支払手形	301,918
関係会社設備立替手形	7,236

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業取引	売上高	163,122千円
		仕入高	15,492,353
		その他	41,112
	営業取引以外の取引高		1,114,365

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数 普通株式 3,609,500株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産			
賞与引当金		170,553千円	
未払事業税		45,947	
貸倒引当金		1,224	
役員退職慰労引当金		80,255	
退職給付引当金		379,668	
その他		89,439	
小計		767,088	
評価性引当額		△86,102	
繰延税金資産小計		680,985	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金		△480,564	
繰延税金負債小計		△480,564	
繰延税金資産の純額		200,421	
土地再評価に係る繰延税金資産		1,514,651	
評価性引当額		△1,514,651	
土地再評価に係る繰延税金負債		△172,264	
小計		△172,264	
計		28,157	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	1.7
試験研究費の特別税額控除	△0.3
評価性引当額の増減	0.1
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および周辺機器等の一部についてはリース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有者)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額(注6)	科目	期末残高(注6)
子会社	マルゼン工業㈱	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1) 手数料の受取(注2) 固定資産の賃貸 (注3) 購買業務の委託(注4) 資金の貸付(注5)	15,458,649 423,873 210,984 161,620 —	前渡金	74,547  短期貸付金 700,000 長期貸付金 4,250,000
子会社	㈱フジサワ・ マルゼン	所有 直接100.0%	同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任	製品の仕入(注1) 手数料の受取(注2) 資金の貸付(注5)	33,704 123,611 —	その他	—  長期貸付金 300,000

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 製品運送に関する費用および役務提供に関する費用の手数料の受取りについては、契約に基づき実際に発生した金額並びに契約金額で行っております。
- (注3) 固定資産の賃貸料については、近隣の相場価格を参考に決定しております。
- (注4) 購買業務委託手数料については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注5) マルゼン工業㈱および㈱フジサワ・マルゼンに対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,131.67円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 212.69円   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月16日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平野 満 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 広樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルゼンの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルゼン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年4月16日

株式会社マルゼン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平野 満 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 広樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルゼンの2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月17日

株式会社マルゼン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	久野敬之	印
監査役 (社外監査役)	長坂修	印
監査役 (社外監査役)	古明地宏	印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当につきましては、株主様への利益還元をもっとも重要な課題の一つと考え、安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。また、内部留保につきましては、将来の安定拡大に向けた研究開発や設備投資、マーケットシェア拡大のための投資等、企業価値向上のための投資に優先的に活用してまいります。

当期の利益につきましては、前期に引き続き好調に推移し、過去最高を更新することができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

つきましては、期末配当の1株あたり普通配当金を前期の15円から1円増配して1株につき16円（通期では前期に比べ2円増配の30円）といたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。

なお、この割当てにおいては自己株式3,609,500株を除外しており、この場合の配当総額は258,728,000円となります。

（注）中間配当は14円であり、これを合わせた年間配当金は、1株につき金30円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役長坂 修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 および 当社に おける 兼職の 状況	所有する当社 の株式数
なが さか おさむ 長坂 修 (1945年3月11日生)	1987年11月 長坂修税理士事務所開設同所所長 1989年10月 株式会社エム企画監査役（現任） 1994年5月 当社社外監査役（現任） 2007年10月 あおい税理士事務所開設同所所長（現任）	11,000株

社外監査役候補者とした理由

長坂 修氏は、税理士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、有効な助言を期待し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長坂 修氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。
3. 当社は、長坂 修氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同契約を継続する予定であります。
4. 長坂 修氏は当社の監査役に就任後26年が経過しております。

### 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2020年4月20日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役9名および監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の当社における略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
わた 渡 邊 恵 一 わた なべ けい いち	1992年5月 当社取締役 1995年5月 当社常務取締役 2006年3月 当社代表取締役社長（現任）
わた 渡 邊 雄 大 わた なべ ゆう だい	2017年5月 当社取締役 2018年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社専務取締役 2020年3月 当社取締役副社長（現任）
ばん 萬 實 房 お男 ばん み 實 ふさ おの	1995年5月 当社取締役 2011年5月 当社常務取締役 2019年3月 当社専務取締役（現任）
たけ 竹 原 直 之 たけ はら なお ゆき 之	2013年5月 当社取締役 2019年3月 当社常務取締役（現任）
やま の い 山野井 まこと 誠 やま の い やま の い やま の い	2015年5月 当社取締役 2019年3月 当社常務取締役（現任）
や ない 箭 内 たかし 隆 や ない 箭 内 たかし 隆	2017年5月 当社取締役（現任）
しゅ 種 村 浩 き 樹 しゅ 種 村 浩 き 樹	2018年5月 当社取締役（現任）
なか 中 まる 康 なか 中 まる 康	2016年5月 当社社外取締役（現任）
よし 吉 だ まさ お 雄 よし 吉 だ まさ お 雄	2019年5月 当社社外取締役（現任）
く 久 の 野 たか し 之 く 久 の 野 たか し 之	2019年5月 当社常勤社外監査役（現任）
なが 長 さか 坂 おさむ 修 なが 長 さか 坂 おさむ 修	1994年5月 当社社外監査役（現任）
こ めい ち 古明地 ひろし 宏 こ めい ち 古明地 ひろし 宏	2005年5月 当社常勤社外監査役 2012年5月 当社社外監査役（現任）

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件

当社における役員報酬制度の見直しの一環として、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、当該制度に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項および法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式をいいます。以下、本議案において同じです。）の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）といたします。また、対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定することといたします。

上記金銭報酬の総額は、2012年5月24日開催の第51回定時株主総会においてご承認をいただいた取締役の報酬限度額である年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。）とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

また、対象取締役は、取締役会決議に基づき譲渡制限付株式として発行または処分される普通株式について、本議案および取締役会決議に基づき対象取締役に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けるものとし、これにより発行または処分される普通株式の総数は年50,000株以内といたします。

なお、当社が普通株式について、本議案の決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合には、当該効力発生日以降、本制度に基づき発行または処分される普通株式の総数を次の算式により調整するものとし、これら以外の1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為を行う場合には、次の算式に準じた合理的な方法で調整するものといたします。

$$\text{調整後の発行または処分株式数} = \text{調整前の発行または処分株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

本制度に基づき発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、当社の取締役会において決定いたします。また、これによる普通株式の発行または処分に当たっては、当社と各対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割り当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

- (1) 対象取締役は、払込期日から取締役の地位を退任または退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないことといたします（以下「本譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が本譲渡制限期間中に、取締役の地位から任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由（ただし、死亡による退任または退職の場合を除きます。）により退任または退職した場合には、退任または退職の時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式の本譲渡制限を解除します。対象取締役の死亡による退任または退職の場合は、その時点をもって、対象取締役が保有する本割当株式の本譲渡制限を解除します。解除の割合は(3)②の計算方法をもって行なうことといたします。
- (3) 対象取締役が正当な理由によりまたは死亡により退任または退職等した場合には、当社は、対象取締役が退任または退職等した時点をもって、次の①の数から②の数を差し引いた数の本割当株式を当然に無償で取得することといたします。
  - ① 本割当株式（ただし、本割当契約に基づき既に無償取得された本割当株式を除きます。）の数
  - ② 払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任または退職等した日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限といたします。）に、①に定める本割当株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものといたします。）
- (4) 当社は、対象取締役が退任または退職した時点において(3)の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

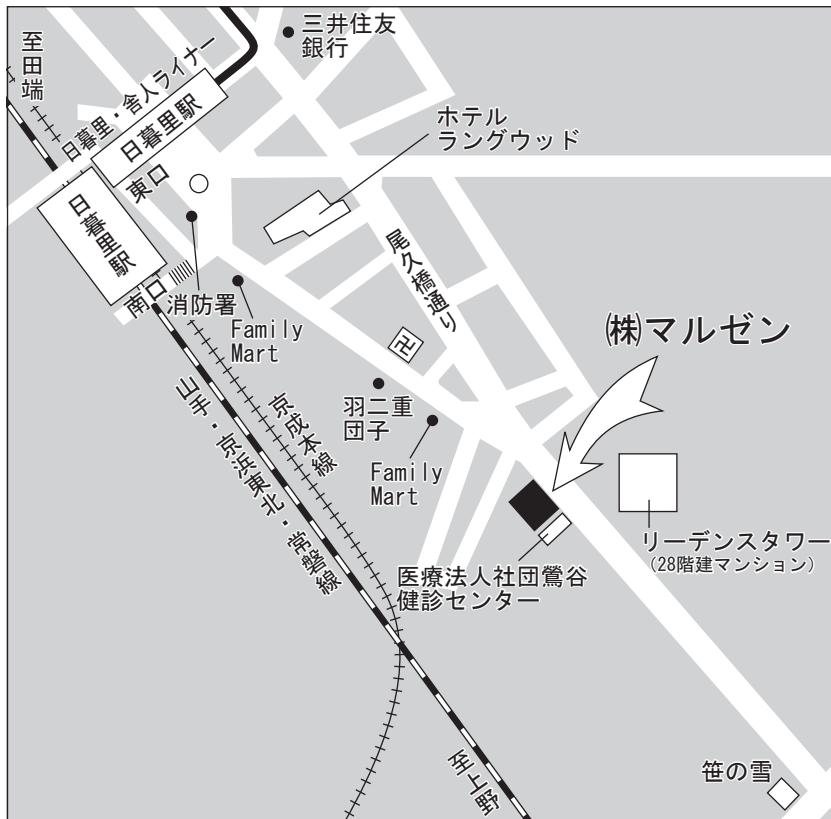
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除するものといたします。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。
- (7) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

以 上

メモ

メモ

## 株主総会会場ご案内図



会場：東京都台東区根岸二丁目19番18号

当社本社 2階多目的ホール

### 〈交通のご案内〉

○ J R ・ 京成日暮里駅下車、南口より徒歩 7 分

新型コロナウイルス感染拡大防止と株主様のご健康のため、本年は株主総会へのご来場を見合わせ、同封の議決権行使書にて議決権行使していただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。